

国会陳上（猪名川の嵐山計画）

参考資料

# 猪名川再生計画

（住民案）

兵庫県川西市

阪神高速道路対策川西連絡協議会

要 望 書

# 要望書 添付書類

## A. 要望書の写し

## B. 猪名川の再生計画について

- 1). 上記約束に基づく住民案のパス (猪名川工事事務所作成)
- 2). 住民案の提示(趣意書他)
- 3). 猪名川工事事務所の約束文書及び同議事録(平成 11 年 2 月 12 日)
- 4). 今日に至る経緯

## C. 猪名川工事事務所との取り決め事

- 1). 協定書(建設省猪名川工事事務所、阪神高速道路公団、川西市、連協)  
昭和 59 年 10 月 25 日
- 2). 同再確認文書(建設省猪名川工事事務所、連協)  
平成 12 年 2 月 23 日
- 3). 環境保全に関する協定書(1.)と同じ  
平成 4 年 10 月 19 日
- 4). 上記についての覚え書き(1.)と同じ  
平成 4 年 10 月 19 日
- 5). 「上記に関する協定書」議事録  
平成 4 年 10 月 19 日
- 6). 河川改修の環境保全及び工事施工に関する確認書(猪名川工事事務所、川西市、連協)  
平成 7 年 3 月 31 日

## D. 本件の位置(私達の街)

## E. 猪名川の現状

## F. 要望者 : 阪神高速道路対策川西連絡協議会(連協)

会長 菅野 敬 (兵庫県川西市小花 2 丁目 16-4 電話 0727-59-4250)

## G. 連協の活動の概略 (添付書類)

自由民主党政務調査会会長

亀井 静香 殿

平成 12 年 月 日

阪神高速道路対策川西連絡協議会

会 長 菅 野



## 「猪名川再生計画」の早期実現に向けて

私達は昭和 55 年より約 20 年にわたり阪神高速道路大阪池田延伸線工事並びにそれに関連する河川改修工事について、四者協定書(昭和 59 年 10 月 25 日、別紙参考資料ご参照)を結び、当局側と協議を続けてまいりました。

また猪名川の河川内で建設される高速道路による環境破壊を危惧し、再三に渡り歴代の建設大臣、環境庁長官に陳情もしてまいりました。

しかしながら、残念な事に建設省の関連工事につきましても、いずれの工事につきましても協定書、確認書で約束された内容とは大きな隔たりがあり、猪名川の自然環境の破壊につながるものと大変危惧しております。

私達は平成 11 年 2 月 12 日にこの危惧を払拭する為に協議し、猪名川工事事務所との間で標記「猪名川再生計画」の約束を取り付けました。

貴職におかれましてはこの間の経緯ならびにふるさと猪名川を想う住民の熱意を充分考慮され速やかに下記要望内容の実現をはかるべく、関係当局への指導をされます様要望いたします。

### 要 望 内 容

阪神高速道路池田延伸工事並びに、それに関連する河川改修工事に関する協定書、確認書、覚書等を中心として確約された事項を遵守し、早急に実現に向け取り組むよう、関係当局に強くご指導をお願いします。

建設大臣  
扇 千 景 殿

平成 12 年 月 日

阪神高速道路対策川西連絡協議会

会 長 菅 野



## 「猪名川再生計画」の早期実現に向けて

私達は昭和 55 年より約 20 年にわたり阪神高速道路大阪池田延伸線工事並びにそれに関連する河川改修工事について、四者協定書(昭和 59 年 10 月 25 日、別紙参考資料ご参照)を結び、当局側と協議を続けてまいりました。

また猪名川の河川内で建設される高速道路による環境破壊を危惧し、再三に渡り歴代の建設大臣、環境庁長官に陳情もしてまいりました。

しかしながら、残念な事に建設省の関連工事につきましては、いずれの工事につきましても協定書、確認書で約束された内容とは大きな隔たりがあり、猪名川の自然環境の破壊につながるものと大変危惧しております。

私達は平成 11 年 2 月 12 日にこの危惧を払拭する為に協議し、猪名川工事事務所との間で標記「猪名川再生計画」の約束を取り付けました。

貴職におかれましてはこの間の経緯ならびにふるさと猪名川を想う住民の熱意を充分考慮され速やかに下記要望内容の実現をはかるべく、関係当局への指導をされます様要望いたします。

### 要 望 内 容

阪神高速道路池田延伸工事並びに、それに関連する河川改修工事に関する協定書、確認書、覚書等を中心として確約された事項を遵守し、早急に実現に向け取り組むよう、関係当局に強くご指導をお願いします。



## 「猪名川再生計画」の早期実現に向けて

私達は昭和 55 年より約 20 年にわたり阪神高速道路大阪池田延伸線工事並びにそれに関連する河川改修工事について、四者協定書(昭和 59 年 10 月 25 日、別紙参考資料ご参照)を結び、当局側と協議を続けてまいりました。

また猪名川の河川内で建設される高速道路による環境破壊を危惧し、再三に渡り歴代の建設大臣、環境庁長官に陳情もしてまいりました。

しかしながら、残念な事に建設省の関連工事につきましては、いずれの工事につきましても協定書、確認書で約束された内容とは大きな隔たりがあり、猪名川の自然環境の破壊につながるものと大変危惧しております。

私達は平成 11 年 2 月 12 日にこの危惧を払拭する為に協議し、猪名川工事事務所との間で標記「猪名川再生計画」の約束を取り付けました。

貴職におかれましてはこの間の経緯ならびにふるさと猪名川を想う住民の熱意を充分考慮され速やかに下記要望内容の実現をはかるべく、関係当局への指導をされます様要望いたします。

### 要 望 内 容

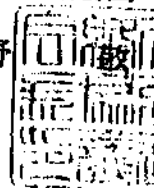
阪神高速道路池田延伸工事並びに、それに関連する河川改修工事に関する協定書、確認書、覚書等を中心として確約された事項を遵守し、早急に実現に向け取り組むよう、関係当局に強くご指導をお願いします。

衆議院議員  
阪上善秀殿

平成 12年 8月 26日

阪神高速道路対策川西連絡協議会

会長 菅野



## 要望書

「猪名川再生計画」の早期実現に向けて

私達は昭和55年より約20年にわたり阪神高速道路大阪池田延伸線並びにその関連工事について、四者協定書(昭和59年10月25日)を結び、当局側と協議を続けてまいりました。

その間、原健三郎議員及び県議時代の貴職には特別にお世話になり、お蔭様で長かった諸工事も無事終息に向かいつつ有ります。

しかしながら、残念な事に建設省の関連工事につきましては、いずれの工事につきましても協定書、確認書で約束された内容とは大きな隔たりがあり、猪名川の自然環境の破壊につながるものと大変危惧しております。

私達は平成11年2月12日にこの危惧を払拭する為に協議し、建設省との間で標記「猪名川再生計画」の約束を取り付けました。

しかしながら新任の現所長は別紙「経緯」に述べました様に「四者協定書」のみならず「この約束」をも無視するような言動(例えば「いますぐでなくても私の目の黒い内に出来るかもしれない.....等」)を再三繰り返され、住民側との間で抜き差しならない不信関係に陥っております。

私達は約束文書、パス、議事録まで作りながら、約束された事を無視する建設省の横暴は許しがたく、今後、この計画の実現に向け、一代キャンペーンを展開し、全市民運動としてこの計画の実現を目指す所存であります。

## 要望内容

猪名川南部の水質汚濁は既に全国のワースト5に入っており、今を於いてこの川を再生する時はありません。地球規模で環境重視が叫ばれる中、貴職におかれましても是非この計画が実現出来ます様、絶大なるご尽力を賜りますよう呉々も宜しくお願い申し上げます。猪名川の自然がよみがえり、川西全市民のいこいの場を作る事を切望いたします。

# 猪名川の再生計画

記

## 趣意

今日 地球規模でその自然環境の悪化が叫ばれる中、河川、湖沼の生態系の破壊は目を覆いたくなるような現状であります。

今 世界の各地では 環境ホルモン（内分泌攪乱化学物質）が蔓延し、鯉、貝類だけでなく 人類迄もその生殖機能に異常が見受けられるという恐ろしい局面にさらされています。

私達の身边を見回しても 自然豊かな筈の山間部の大河川でさえ その水質悪化による生態系の激変はもとより、都市部に於ける河川も今や瀕死の状態、私達の幼少の頃と比べ、見る影もありません。

ちなみに 阪神間でも比較的良好に見える私達の猪名川も、今やその例外ではありません。先般の新聞発表によりますと関西（？）の一級河川の中で、思いがけずも、この猪名川はワースト5に入っているのです。（特に南部流域と思われる）

年配の方々によりますと“昔は この川は水を満々とたたえ、水辺には葦が群生し、糸トンボや銀ヤンマが飛び交い、足元では小魚が足をくすぐっていた…。浅瀬ではしじみ貝もよく取れた…。魚釣りは勿論の事、夏には岸辺の木から川へ飛び込んだりして、子供時代の事は猪名川抜きでは語れない…” と大変残念がっておられます。

しかし 只一つの救いは、川西市域の猪名川は未だ南部ほどひどくはありません。これを生き返らせるには今が最後のチャンスと考え、私達は皆様と共に今すぐ立ち上がりたいと思います。

猪名川と共に育った私達にとっては勿論の事、出在家から下加茂に至るこの流域は、南部の川西市民にとっても数少ない自然の残された空間であると同時に、街並みと河川が最も近接した地域でもあるのです。

今すぐ 四万十川のような水質に戻す事は無理かも知れません。しかし、水をたたえ、葦を植え、トンボや昆虫類、小魚等呼び戻すことは 今からでも充分可能と思われます。

水量が戻れば 鯉釣り、フナ釣りは勿論の事、ボート、カヌー遊び、対岸（池田側）への渡船遊びも面白いでしょう。是非皆様と共に美しい猪名川と市民親いの場を再生したいものです。

計画の概要は下記の通りです。

I 計画名 : 猪名川の再生計画（サブタイトル：川西の嵐山計画）

II コンセプト: ①猪名川に昔の自然を取り戻す  
②猪名川と市民の安らぎ  
③地域の活性化

III 対象地域 : 出在家～下加茂

IV 計画期間 : 平成11年8月～平成 年 月  
（予定）

V 推進母体 : 川西側：川西連協、連合自治会、…  
池田側：

## VI 計画内容（素案）

◎大原則 : 計画水域の水深は1.2M～1.5Mを保つ  
（部分的に浅瀬部のある事はよい）

○環境関係 ①葦を植え、部分的には葦林を作り、鳥類やトンボ類、昆虫を呼び戻す。魚巢は自然に出来る

○憩い安らぎ ②河川敷の緑化、美化  
③周辺に草花を植える  
④ゴミ撲滅、防犯地域にする  
⑤錦鯉の遊泳する川

○遊び ⑥ボート、カヌー遊び  
⑦釣り場  
⑧手こぎ渡し船（ロープ引き渡し船）  
⑨せせらぎ、渡り飛び石（川西⇄池田）  
⑩丸太橋（最妙寺川の橋）

以上

平成11年6月 日

阪神高速道路対策川西連絡協議会



阪神高速道路対策川西連絡協議会  
会長 菅野 敬 様

連協の皆様にご置かれましては、日頃より当事務所の事業執行につきましては、格段のご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

皆様方との対応につきましては、

昭和59年10月25日の「協定書」

平成2年10月30日の「確認書」

平成4年10月19日の「環境保全に関する協定書」及び「同覚書」

平成7年3月31日の「河川改修の環境保全及び工事施工に関する確認書」

の趣旨を踏まえまして、誠実に対応していくべく、私を始め職員には常に心し指導しているところであります。

この度の池田旧井堰撤去工事は、洪水より住民の生命財産を守る重要な工事を発注したところでありますが、このことに関連し、貴会より、上流部の水位が新井堰よりの取水期間以外は水面が下がることとなり、環境保全が出来ないのではとのご指摘が御座いました。

私どもといたしましては、ゴム堰上流は他河川の事例も承知しており、少しでも水面・水深を確保できるよう堰の撤去範囲、掘削方法の検討を行ったところであります。

しかし、貴会より環境保全の対応として、新井堰を通年起立しておくご要望が御座いました。

ご要望の件は、現行の操作規則の変更を伴うため、流域の方々特に川西市民、池田市民の皆さんのご意見ご要望が今後どのように展開されるのか、また井堰の管理者のご意見等いろいろと伺って整理され、当事務所としてもそれらを踏まえ、環境面、安全面等々を考慮して結論が出たときには、貴会よりのご意見を反映させるべく努力致します。

いずれにいたしましても、猪名川の整備は、この度の皆様方の貴重なご意見ご要望をお聞きし「すてきな猪名川」となるよう今後とも努力していきたいと考えております。

なにとぞ、皆様方のご理解とご協力を頂きますよう、宜しくお願いいたします。

平成11年2月12日

建設省猪名川工事事務所

所長 村尾 弘

【池田井堰撤去について】

1. 日 時 平成11年 2月12日(金)  
18:30~21:30
2. 場 所 菅野宅
3. 出席者 連絡協議会 菅野会長 三原事務局長  
猪名川工事事務所 村尾所長 小田副所長  
川西市 坂上室長 溝口課長
4. 報告事項

猪名川工事事務所長

- ① 池田井堰撤去工事については、認識の違いで着工したことについて、貴会の指摘を真摯に受け止めている。今後はこの様なことの無いようにしたい。
- ② 別紙図面の「猪名川再生計画(川西の嵐山計画)阪神高速道路対策川西連絡協議会案(平成11年2月)」を猪名川工事事務所で図化した。これは、別紙連絡協さんが作製した、「猪名川再生計画(川西の嵐山計画)」の趣意書をもとに作成した図面です。図化することにより認識をお互い理解することが第一と考えた。今後この図面を参考に関係機関と協議のうえ進めていきたい。ただし、予算の問題・管理面の問題等で期間もかかるし、流域住民の問題もあるので十分協議のうえ進めていきたい。
- ③ 池田井堰を通年起立することについては、別紙文書を作成しました。内容が良ければ2月15日(月)に印を付けて提出いたします。いずれにしても通年起立は両市民の盛り上がりが必要な位置づけとなるので問題がクリアすれば事務所は努力します。

川西市課長

川西市のスタンスは、平成5年3月に猪名川水辺空間・高架下整備事業の計画書が作成されたときから猪名川を活用することを進めているので、連絡協さんの案は良いことだと思っているし、川西市としては協力していきたい。ただし、市の財政が苦しいのでお金を出すことができないため、建設省にしていきたい。ただ、川西市が管理することになるものは維持費を出し管理をしていきたい

連絡協議会

所長の話は前向きで、初めて猪名川の計画を示してくれたことはありがたい。ただ、前のリバフロでも地震で計画が後退した。今回は建設省と川西市、連絡協で協定を行い、工事を担保したい。

猪名川工事事務所長及び川西市課長

協定は出来ない。計画決定等、施工年次が決定してないし、年数も不明で予算も確保されていない状況では行政の手続き上調印することは無理である。その代わりとして、別紙文書(所長文書)の下から6行目からの2行にその主旨を書いた。

連絡協議会

猪名川を水上公園としたいし、この計画を担保するためにも一筆欲しい。また、建設省が書いた図面は局まで理解されているのか。

猪名川工事事務所長

この図面は、連絡協さんの考え方を事務所で図化したもので、期間もなかったので局には一切説明していない。今後この図面を元に、地元の盛り上がりと関係機関と協議のうえ前向きに進めていくよう努力していきたい。

川西市課長

今回の図面を基本として、両市民の盛り上がりや予算の確保をして、関係機関と協議のうえ事務所が実施することになる。内容についても今回の計画をベースとして、次世代にゆだねてはどうか。いずれにしてもその時代々々に応じた利用計画にしてはどうか。

連絡協議会

猪名川の所長も川西市の担当者もいずれ代わる。その時、この話が知らないと言って逃げられては困る。所長文書にその主旨を入れて欲しい。

川西市課長

今日の内容は議事録として残すので、いつでも公開の対象となるので主張することが出来ます。

猪名川工事事務所長

別紙所長文書の下から6行目の「猪名川の整備は、皆様方の貴重なご意見ご要望をお聞き……」に「このたび」を挿入したい。例えば「猪名川の整備は、このたびの皆様方の貴重なご意見ご要望をお聞き……」これで了解していただきたい。

連絡協議会

川西市の議事録を連絡協にいただくことと、所長文書に「このたび」の字を挿入することを了解する。

川西市課長

決裁が済みしだい、議事録を連絡協にお渡しします。

猪名川工事事務所長

連絡協の図面は今日お渡しします。また、所長文書は2月15日(月)に修正のうえ押印し提出しますので、来週の15日(月)から池田井堰の撤去を再開したい。

連絡協議会

我々も施工業者の生活を奪う工事中止は望んでいない。中止期間中の対応も事務所と考えていただきたい。また、工事についても15日(月)から着手していただいても結構です。

- 三者合意のうえ協議を終了する。以上。 -

## 趣 意 書

1. 計画名 猪名川再生計画 (subtitle 川西の嵐山計画)
2. 全文
3. コンセプト 全国一の川西 1. 猪名川に昔の(真の)自然を戻す  
全国「川西」の中の「川西市」 2. 市民の安らぎと猪名川  
Summit of 「川西」 3. 地域の活性化
4. 運動母体 「街づくり協議会」の設立(推進母体→連協)
5. 計画対象地帯 出在家～下加茂、南部で人家密集地、親水性のある地域
6. 街づくり協議会の当事者 住民側 推進母体(連協) + 23自治会 + 賛同団体  
行政側 川西市 地建  
Adviser など専門家
7. 街づくり協議会の位置づけと当事者の役割 住民の街づくりを行政が支援する。  
住 民→地元の意見をまとめvolunteerとして街づくりに積極的に参加する。  
川西市→市の環境保護、街づくりの背作に組み入れ、助成制度を創設する。  
(金より姿勢が大切)  
地 建→「治水」「利水」以外に環境重視の視点を加え、中長期事業計画に組み込む
8. 基本(たたき台)計画案の概要
  - ◎ 大原則→出在家～下加茂間の水深を1.2M-1.5Mに保つ。部分的浅瀬部ある事はOK
  - 環境面→1. 芦、葦を植え、又は部分的に芦苇の林を作り、鳥類やトンボを呼び戻す  
魚巢も出来る。(自然に)
  - 憩い安らぎ 2. 河川敷の緑化、美化→周辺に草花植え、ゴミ絶滅、防犯地帯にする。  
3. 錦鯉の遊泳する川
  - 遊 び 4. ポート遊び  
5. 釣 場  
6. 手こぎ渡し船(ロープ引き渡し船)  
7. せせらぎ、渡り飛び石(川西側→池田側)  
8. 丸太橋(最明寺川の橋)

## 「猪名川再生計画」(サブタイトル「川西の嵐山計画」)の経緯について

この計画は各種の協定書、確認書に基づき、川西市民も交えた三者協議の中で平成11年2月12日に文書でしかも、パースをつけて約束されたものです。

経緯と現状は以下の通りであります。

### 「猪名川再生計画」の合意に至る経緯

- ・昭和59年10月25日「四者協定書」締結(公団、地建、川西市、連絡協議会)
- ・平成7年3月31日「河川改修の環境保全及び工事施工に関する確認書」締結。  
(地建、川西市、連絡協議会)  
「多自然、環境面を配慮した工法で...」。(水辺に葦を飢える、魚巢、護岸の緑化、河川底の浚渫...)
- ・平成11年2月までに完成した工事はいずれの工事も中途半端で、上記確認書の内容を実現出来なかった。
- ・平成11年2月 四者協定に基づく「事前協議」抜きで地建がいきなり池田井堰の撤去工事を計画、直前になり当方に工事説明会を求めた為、会議が紛糾。  
「益々水量が減り、私達は河川底が浅くなる事に危機感を募らせていた、池田可動井堰を通年起立させなければ、この井堰撤去には反対」を表明して、この件で数回協議を続けていた。
- ・平成11年2月4日 地建は協議を無視し無断で池田井堰を撤去(半分)
- ・平成11年2月4日 連絡協議会強行工事を実力阻止。
- ・平成11年2月12日 「猪名川再生計画」(川西の嵐山計画)を関係機関と協議しながら進めていく事」を地建が約束。

### 地建の変節

- 平成11年4月 人事移動で西垣所長、田中副長が新任。
- 平成11年11月 環境会館竣工式に地建欠席
- 平成12年2月9日 地建「四者協定の役割は終わった」と一方的に決めつけた為に紛糾。
- 平成12年3月2日 西垣所長、協議会にわびを入れ、前言を撤回し「四者協定書を守る」事を確認。
- 平成12年5月12日 またもや四者協定を無視し無断で強行測量し、再度協議会はこれを実力阻止。
- 平成12年5月8日 連絡協議会役員会で計画実現に向けて市民運動に展開する事を決議。